

簡易専用水道の手引き



館 山 市

平成31年1月

I 簡易専用水道とは

簡易専用水道とは、次の要件に該当する飲用用の水道施設です。

“飲用用”とは、飲用、炊事用、浴用、その他人の生活に利用することです。そのため、消火用や庭の散水用など、飲用に利用しない場合は対象外となります。

《要件》

- ・上水道を水源とする
- ・受水槽の有効容量が10m³超

II 届出や維持管理等について

1 市（環境課）への届出

簡易専用水道施設を適切に把握するため、届出書のご提出をお願いいたします。

- 簡易専用水道設置届・・・簡易専用水道を設置したとき
- 簡易専用水道設置者変更届・・・設置者に変更があったとき
(法人代表者の変更は除きます)
- 簡易専用水道廃止届・・・水道施設を撤去したとき

2 維持管理

(1) 水槽の清掃（規則第55条第1号）

年に1回は、水槽を清掃し、錆や水垢等を落としてください。

(2) 設備の点検と汚染の防止（規則第55条第2号）

水槽の亀裂や防虫網の破損などが無いかを点検し、有害物や汚水などによる水の汚染を防止し、問題があれば速やかに補修・改善をしてください。

(3) 水の点検（規則第55条第3号）

日常的に外観検査をし、異常があった場合は、設備の確認や水質検査を行い、原因の究明と改善をしてください。

[外観検査の方法]

透明のガラスコップに水を入れ、透かして見て、色や濁りがないか、臭いをかいでみて塩素臭以外の異臭がないか、また飲んでみて異味がないか、などを調べます。

(4) 塩素濃度の保持

塩素消毒の効果は、貯留や配水の間で薄れてしまうことがあります。どこの給水栓からでもきちんと消毒された水を給水できるように、末端の給水栓から出る水の遊離残留塩素が0.1 mg/l以上（結合残留塩素の場合は0.4 mg/l以上）であるかを随時確認してください。

(5) 記録と保存

水道施設の構造図や系統図等をきちんと保管し、緊急時にはすぐに確認できるようにしてください。

また、清掃や点検、修繕等の書類や記録も数年間（おおよそ3年以上）は保管してください。

(6) 消防用設備と共用の場合

清掃等の際の水抜きにより、消防用設備としての機能が低下するおそれがあります。不測の事態に対処するためにも、必ず地元の消防機関へ連絡をとっておいてください。

3 建築物衛生法について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）に該当する建物については、建築物衛生法による管理をしてください。

そのため、次の「Ⅲ 管理状況検査」についても、書類検査だけにすることができます。

Ⅲ 管理状況検査（法第34条の2第2項）

1年に1回、簡易専用水道検査機関による受水槽や水質、書類の検査を受けなければなりません。

この検査は、厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼をしなければなりません。厚生労働省のホームページに名簿がありますので、そちらをご確認ください。

厚生労働省ホームページ 「検査機関」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>

1 検査の内容

検査の主な内容は「Ⅴ 管理に係る検査事項」を参照してください。

「Ⅱ-2 維持管理」と併せて、点検等の目安にしてください。

2 検査結果について

検査の結果、不適合があった場合には、検査員の助言を参考に改善をしてください。

なお、受検状況や検査結果を適切に把握するため、結果を市（環境課）に報告いただきますようご協力をお願いいたします。

この報告は、検査機関に代行させることもできます。

3 報告の徴収と立入検査（法第39条第3項）

特に衛生上の問題があると報告を受けた場合には、管理状況などの報告や立入調査をさせていただきます場合があります。

また、必要に応じ、水道施設や水質、帳簿書類等の検査をさせていただくこともありますので、

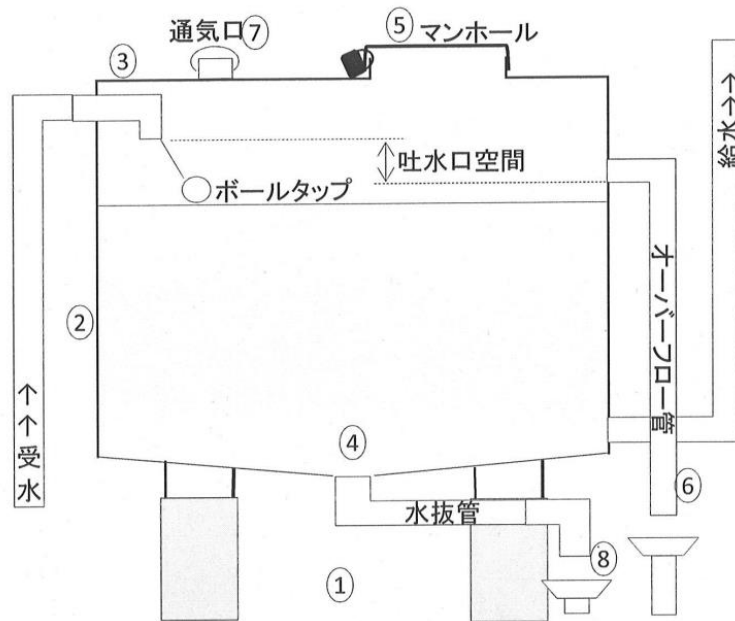
その際にご協力をお願いいたします。

IV 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起きた場合は、すみやかに次のような措置をとってください。

- 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市及び水道事業体へ連絡し指導に従うこと。
- 給水停止中は、水道直結の蛇口等を利用して飲料水を確保すること。
直結栓がないときは、水道事業体へ相談し応急給水を依頼すること。
- 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について市の指導に従うこと。

V 管理に係る検査事項



検査事項		判定基準
水槽の状態	①水槽の周囲	<ul style="list-style-type: none"> 点検，清掃，修理等に支障のない空間が確保されていること 清潔であり，ゴミ，汚物等が置かれていないこと 水槽周辺にたまり水，湧水等がないこと
	②水槽本体	<ul style="list-style-type: none"> 亀裂や漏水している箇所がないこと パネルの結合部や通気管，水位電極部，各管の接合部に隙間がないこと
	③水槽上部	<ul style="list-style-type: none"> 水たまりや落ち葉などがたい積していないこと 他の設備機器等が置かれていないこと
	④水槽内部	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥やさび等のたい積物，汚れ，塗装の剥離等の異常がないこと 外壁の塗装の剥離や劣化により，光が差し込んでいない 異常な浮遊物質がないこと
	⑤水槽のマンホール（蓋）	<ul style="list-style-type: none"> 密閉され，埃等が入らないようになっていること 関係者以外，容易に開閉できないもの
	⑥水槽のオーバーフロー管	<ul style="list-style-type: none"> 防虫網の劣化がなく，虫等が侵入できないようになっていること 排水管と直接連結しておらず，逆流の防止に十分な距離であること
	⑦水槽の通気管	<ul style="list-style-type: none"> 防虫網の劣化がなく，虫等が侵入できないようになっていること
	⑧水槽の水抜管	<ul style="list-style-type: none"> 排水管と直接連結しておらず，逆流の防止に十分な距離であること
給水管等の状態		<ul style="list-style-type: none"> 他の配管設備と直接連結されていないこと 汚染の恐れのある設備の中を貫通していないこと
水質	臭気	異常が認められないこと
	味	異常が認められないこと
	色	異常が認められないこと
	色度	5度以下
	濁度	2度以下
	残留塩素	検出されること
書類の整理，保存の状況		次の書類が適切に整理，保存されていること <ul style="list-style-type: none"> 設備の配置，系統を明らかにした図面 受水槽周囲の構造物配置を明らかにした平面図 水槽の掃除，点検，水質検査の記録等